

指定居宅介護支援 アシストプラン運営規程

(事業の目的)

第1条 合同会社ライフアシストが開設するアシストプラン(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

4 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

5 事業の実施に当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規程する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 アシストプラン
- ② 所在地 東京都墨田区横川2-2-3松浦ビル101

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(主任介護支援専門員、介護支援専門員と兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

- ② 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

- ③ 事務職員 1名(非常勤職員)

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日、12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。その内容は次のとおりとする。

① 課題分析(アセスメント)の実施

相談場所: 事業所内又は利用者宅その他必要と認められる場所で行う。

課題分析の方法: 包括的自立支援プログラム(改訂版)あるいは「基準解釈通知」第二の3(運営に関する基準)(7)⑥にに基づいた標準課題分析項目を具備することをもって、それに代えることとする。

② 居宅サービス計画原案の作成

③ サービス担当者会議等の実施

④ 居宅サービス計画の確定(利用者及び家族への説明、同意及び交付)

⑤ 利用者宅訪問、面接及びモニタリング結果の記録(月1回以上)

⑥ 必要に応じた居宅サービス計画の変更及び指定居宅サービス事業者との連絡調整等

⑦ 介護保険施設への紹介、その他便宜の提供及び介護保険施設等からの退院又は退所する利用者への居宅サービス計画等の援助

⑧ 保険者からの委託による要介護認定のための調査及び各種調査等、保険者への協力

(利用者等から受領する費用の額等)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める

介護報酬の告示上の額とし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、利用者からの利用料の支払いは受けないものとする。

2 次条の通常の事業の実施地域を超えて行なう指定居宅介護支援に要した交通費はその実費を徴収する。なお、事業所の自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。通常の事業の実施地域を越えた地点から 1km あたり 20 円

3 事業所は、前2項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付しなければならない。

4 事業所は、第2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明した上で同意を得なければならない。

(通常の実業の実施地域)

第8条 通常の実業の実施地域は次のとおりとする。

墨田区、江東区、台東区の区域とする。

(苦情解決)

第9条 事業所は、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当職員の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等、必要な措置を講ずるものとする。

(緊急時における対応)

第10条 従業者は、居宅介護支援の提供にあたり、事故が発生し、又は事故を発見した時は、速やかに必要な措置を講じるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- ② 虐待防止のための指針の整備
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第13条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- ③ 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(身体拘束)

第14条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する重要事項等)

第15条 事業所は、従業者の資質向上のため研修(前条に規定する利用者等の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。)の機会を次のとおり設け、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 3ヶ月以内
 - ② 継続研修 年2回
- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得る。
 - 5 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記

録を完結の日から5年間保存する。

6 事業所は、利用者等に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整理し当該指定居宅介護支援を提供した日から5年間保存する。

① 指定居宅サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録

② 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳

・居宅介護サービス計画原案及び居宅サービス計画

・アセスメントの記録

・サービス担当者会議等の記録

・モニタリングの結果の記録

③ 市町村への通知に係る記録

④ 苦情の内容等の記録

⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

7 事業所は、適切な指定居宅介護支援事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の、必要な措置を講じるものとする。

8 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社ライフアシストと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年2月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日に改定する。

この規程は、令和4年10月1日に改定する。

この規程は、令和6年4月1日に改定する。

この規程は、令和8年8月1日に改定する。